

介護保険についてよくある質問（FAQ）

FAQ 目次

- Q. 介護保険でレンタルできるものを教えてください。
- Q. 介護保険購入では、どんな物が対象になりますか？
- Q. 介護保険住宅改修で対象になる工事を教えてください。
- Q. レンタル料の支払方法は？
- Q. レンタルの商品はどれぐらいで届けていただけますか？
- Q. 商品を返却する時はどうすれば良いですか？書類はありますか？
- Q. 介護保険がないと介護ベッドのレンタルは出来ませんか？
- Q. 手すりをつけたいのですが補助はありますか？
- Q. シャワーイス・ポータブルトイレを購入したいのですが介護保険購入の手続きはどうすればよいですか？
- Q. 介護保険の住宅改修 20 万円は使い切ったのですがそれ以上に手すりを取付けたいのですがお願いできますか？

Q. 介護保険でレンタルできるものを教えてください。

A. 介護保険でレンタルできるものは

- ① 車いす
- ② 車椅子付属品
- ③ 特殊寝台(電動ベッド)
- ④ 特殊寝台付属品
- ⑤ 床ずれ防止用具
- ⑥ 体位変換器
- ⑦ 手すり
- ⑧ スロープ
- ⑨ 歩行器
- ⑩ 歩行補助つえ
- ⑪ 認知症老人徘徊感知器
- ⑫ 移動用リフト(つり具部分は介護保険購入対象)

があります。

介護度によってはレンタルできないものもありますのでご相談下さい。

Q. 介護保険購入では、どんな物が対象になりますか？

A. 対象の商品は

- ① 腰掛便座
- ② 特殊尿器
- ③ 入浴補助用具
- ④ 簡易浴槽
- ⑤ 移動用リフトのつり具部分
になります。

Q. 介護保険住宅改修で対象になる工事を教えてください。

A. 対象となる工事は

- ① 手すりの取付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- ④ 引戸などへの扉の取替え・引戸などの新設
- ⑤ 洋式便器などへの便器の取替え
- ⑥ その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修
となります。

ただし、住宅改修に要した費用が20万円を越えた場合は
超過分に関しては全額自己負担となります。

お気軽にご相談下さい。

Q. レンタル料の支払方法は？

A. 原則 未締め、翌月 27 引き落としの口座引き落としでお願いしています。

Q. レンタルの商品はどれぐらいで届けていただけますか？

A. 在庫状況にもよりますができる限りご希望に添えるように致します。

Q. 商品を返却する時はどうすれば良いですか？書類はありますか？

A. ケアマネージャー様もしくは石坪にご連絡いただければ引上げにお伺いいたします。引上げの書類記入はございません。

Q. 介護保険がないと介護ベッドのレンタルは出来ないですか？

A. 介護保険外でもレンタルできます(保険外なので料金が変わります)。また保険外(自費)レンタルの商品もありますのでご相談下さい。

Q. 手すりをつけたいのですが補助はありますか？

A. 介護認定がおりてましたら 20 万円までの工事は 9 割の補助があります。

Q. シャワースイス・ポータブルトイレを購入したいのですが介護保険購入の手続きはどうすればよいですか？

A. 介護認定を受けておられましたら年間 10 万円までなら 9 割の補助があります。いろいろな種類・機能の商品がありますので一度ご相談下さい。

Q. 介護保険の住宅改修 20 万円は使い切ったのですがそれ以上に手すりを取付けたいのですがお願いできますか？

A. 介護保険以外の工事もさせていただいています。お気軽にご相談下さい。